

国民年金だより

保険料免除・納付猶予制度

国民年金1号被保険者は、毎月保険料を納めていただく必要がありますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが困難な場合もあります。そのような場合は未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

◆保険料免除制度とは

所得が少なく本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人から申請書を提出していただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

免除される額は、「全額」、「半額」、「4分の3」、「4分の1」の4種類があります。

◆保険料納付猶予とは

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出していただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

◆手続きをするメリット

保険料が免除された期間は、老齢年金を受け取る際に1/2（税金分）受け取れます。（手続きをされず未納となった場合、1/2（税金分）は受け取れません。）

保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

◆保険料免除・納付猶予の承認基準（所得の基準）

◇全額免除 前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

◇4分の3免除 前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

◇4分の1免除 前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

◇半額免除 前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

◇納付猶予制度 前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額です。

源泉徴収票・確定申告控え等で確認してください。

◆審査結果について

住民票のある市町村で所得を確認し、日本年金機構での審査終了後、はがきで審査結果の通知書が送付されます。免除・納付猶予の審査には、受付後2～3カ月ほどかかります。一部免除が承認された場合は、残った部分の納付が必要となります。納付期限までに納めない、免除が承認されても未納の扱いとなりますのでご注意ください。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512

融資制度のご案内

村では、事業資金として融資を受けようとする村内の中小企業者に対して、融資あっせん和利子補給等の助成を行っています。

また、経営改善に取り組む小規模事業者の負担を軽減し、経営の安定を図ることを目的に、日本政策金融公庫が融資を行う小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の融資を受けた村内の小規模事業者に対し、支払利息の一部助成を行っていますので、ぜひご利用ください。

制度名	中小企業振興資金	小規模事業者経営改善資金(マル経資金)
融資の対象 (従業員数)	中小企業者 小売業 50人以下 卸売・サービス業 100人以下 製造業その他業種 300人以下	小規模事業者 商業・サービス業 5人以下 宿泊・娯楽業 20人以下 製造業その他業種 20人以下
融資の条件	①村税の滞納がないこと ②村内で事業を営んでいること ③法人：村内に本店、又は支店の登記 個人：村に住民登録	①村税の滞納がないこと ②くろかわ商工会の経営指導(6カ月以上) ③くろかわ商工会からの推薦 ④1年以上継続して村内に住居、又は事業所を有する小規模事業者 ⑤法人：村内に本店、又は支店の登記 個人：村に住民登録
資金の用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
貸付限度額	1,000万円	2,000万円
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年) 設備資金 7年以内(据置1年)	運転資金 7年以内(据置1年) 設備資金 10年以内(据置2年)
貸付利率	短期(1年以内) 1.8% 長期(1年超) 2.2%	1.11%(2月14日現在) ※金利は金融情勢により変動します。
利子補給金	貸付利率の1%以内	支払利息の2分の1以内(3年間)
連帯保証人	法人代表者以外は原則不要	不要
その他	信用保証料は村が全額補給	当初の借入から3年以内の借り換えは除く
申し込み先	産業振興課	くろかわ商工会大衡事務所

◆問い合わせ先 産業振興課 ☎341-8514 / くろかわ商工会大衡事務所 ☎345-5173

宮城県塩釜保健所からのお知らせ ※電話予約は平日午前8時30分～午後5時15分まで

検査・相談名	対象となる方	月日・受付時間	申込・問い合わせ先
・HIV抗体検査 ・クラミジア検査 ・梅毒検査 ・肝炎検査 ・骨髄バンク登録受付	希望者 (予約制)	4月11日(木) 4月25日(木) 午前10時～11時	塩釜保健所黒川支所 ☎358-1111
ひきこもり・思春期 こころの相談		4月9日(火) 4月17日(水) 午後1時30分～4時30分	塩釜保健所 ☎365-3153